

## 20歳から60歳までの方で

# 会社などを退職したら国民年金に加入しましょう

年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入する制度です。その間、加入が途切れないように厚生年金や共済年金に加入していない期間は、必ず国民年金に加入しましょう。

### ■こんなときは市役所での手続きが必要です！

○学生、自営業、フリーターの方など厚生年金や共済年金に加入していない人が20歳になったとき。

○20歳～60歳までの人が会社や役所を退職したとき。

※退職後、再就職先が決まっている方でも、再就職まで日にちが空くようでしたら届出が必要ですのでご注意ください。

○第3号被保険者の方で、収入増・離婚・死別等の理由で配偶者の扶養から外れたときや配偶者が65歳になったとき。

手続きには印鑑、年金手帳、退職票など退職日がわかる書類等が必要です。ご不明な点などございましたら、市民環境課（☎22-3135）または各支所の担当窓口にお問い合わせください。

※注）手続きを行わないと、障害基礎年金を受けられない、老齢基礎年金が減額（あるいは受給できない）等になる場合がありますのでご注意ください。



### ■離職（失業）による保険料免除をご存知ですか？

○国民年金保険料の免除制度は、全額又は一部（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の保険料が免除されます。

免除の承認は、被保険者・配偶者及び世帯主の前年の所得を基準に決定されることとなっていますが、失業（退職）により現在収入が無い場合は、特例により認められる場合があります。ご希望の方は年金手帳・印鑑及び失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等をご持参のうえ、市民環境課又は各支所担当窓口に提出してください。

○免除が認められる期間は平成20年7月から21年6月までになります。

なお保険料が免除された期間は、将来年金額を計算する際に一定の割合で算入されることとなります。

### ■年金の加入種別に変更があった場合は届出が必要です。

年金の加入者は3つの種類（種別）に分かれており、種類が変わったときは届出が必要です。就職・転職が多いこの季節にあなたの年金の種類を確認してみましょう。

加入の種類	加入手続きと保険料の納付方法
第1号被保険者 (自営業、学生、アルバイト、 無職の方など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身で市民環境課又は各支所の国民年金窓口へ届出をします。</li> <li>ご自身で保険料を納付します。 (平成21年度は月額14,660円です)</li> </ul>
第2号被保険者 (会社員、公務員など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先が届出を行います。</li> <li>保険料は給料から天引きされ、事業主が納付します。</li> </ul>
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の勤務先が届出を行います。</li> <li>保険料は配偶者の加入する年金制度全体で負担します。</li> </ul>